

- 変更前 午前9時から午後7時30分まで
変更後 午前8時30分から午後8時30分まで
- 3 変更する年月日
平成15年5月10日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ホームセンターサンコー
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,436平方メートル
- (3) 駐車場の収容台数
96台
- (4) 駐輪場の収容台数
なし
- (5) 荷さばき施設の面積
11平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の容量
16立法メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- (8) 荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時30分から午後7時まで
- 5 届出年月日
平成15年5月9日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室
平成15年6月4日から平成15年10月3日まで

熊本県公告第380号

玉名郡三加和町三加和町土地改良区理事長福原宗茂から平成15年5月9日付けで申請の定款変更については、平成15年5月26日付けで認可した。

平成15年6月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営東区地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し立てられたい。

平成15年6月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営東区地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年6月5日から平成15年7月2日まで
- 3 縦覧場所
鏡町役場

熊本県公告第382号

蘇陽町長後藤恵喜から土地改良事業計画変更の協議があったので審査し、平成15年5月27日付けで変更を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年6月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年6月5日から平成15年7月2日まで
- 2 縦覧場所
蘇陽町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
大久保地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書